

企業の倒産・解雇・雇い止めなどにより国民健康保険へ加入された方へ

国民健康保険税の軽減について

企業の倒産・解雇・雇い止めなどの非自発的失業により国民健康保険に加入された方の国民健康保険税について、在職中の保険料水準と同程度になるように、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算する制度が平成22年4月1日よりはじまりました。軽減を受けるためには申告が必要です。(前住所地で軽減を受けていた方も市町村ごとに申告が必要です)。下記の要件①～④すべてにあてはまる方は市役所保険年金課の窓口にて申告をお願いします。

- ① 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知が交付されていること。
- ② 平成21年3月31日以降に離職し、離職時の年齢が65歳未満であること。
- ③ 雇用保険の特定受給資格者(雇用保険受給資格者証等の離職理由コード11、12、21、22、31、32の方)又は雇用保険の特定理由離職者(雇用保険受給資格者証等の離職理由コード23、33、34の方)
- ④ 雇用保険の特例受給資格者、高年齢受給資格者でないこと。(雇用保険受給資格者証等に特・高の記載がある方が特例受給資格者・高年齢受給資格者です)

申告に必要なもの

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 ・ 国民健康保険被保険者の資格が確認できる書類
・ 世帯主及び対象者のマイナンバー確認書類

※ 市では雇用保険の特定受給資格者、及び特定理由資格者の把握はできません。また国の指導により雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知以外の書類によるお手続きはお受けできませんのでご了承ください。

＜見本＞雇用保険受給資格者証 平成22年2月22日以降

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	2. 氏名			
480010-02-000012-3	コクホ タロウ			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
4800-010566-2			3-XXXXX	
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座番号))				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月		12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		

以下省略

離職理由のコードが

11, 12, 21, 22, 31, 32 のいずれかの方が
「雇用保険の特定受給資格者」に該当します。

23, 33, 34 のいずれかの方が
「雇用保険の特定理由離職者」に該当します。

☆ 軽減対象期間 ☆

雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者となった離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

※国民健康保険加入前に被扶養者として社会保険に入った場合や、対象期間中に再就職した場合でも、残っている軽減対象期間においては軽減の対象となります。(ただし、再離職により新たな雇用保険の受給資格が生じ、雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者でない場合は軽減の対象からはずれます)。

なお、この軽減制度は対象者の給与所得を100分の30とみなして計算しますが、その他の所得や他の加入者の所得状況により必ず軽減になるものではありません。

詳しくは・・・ 東久留米市役所 保険年金課国保年金資格係 ☎042-470-7732



参考

< 特定受給資格者に対応する離職理由コード >

11	(解雇)
12	(天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇)
21	(雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり))
22	(雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり))
31	(事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職)
32	(事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職)

< 特定理由離職者に対応する離職理由コード >

23	(期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし))
33	(正当な理由のある自己都合退職)
34	(正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12 ヶ月未満))

『雇用保険受給資格者証』、『雇用保険受給資格通知』の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの方は軽減対象ではありません。

また、船員保険法による給付を受ける方については、軽減制度の対象とはなりません。

① 『特例受給資格者証』 (右上に特)

季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方へ交付されています。

② 『高年齢受給資格者証』 (右上に高)

65 歳到達日以後に離職された方へ交付されています。

*** 離職理由の詳細・雇用保険受給資格者証の再交付等については
ハローワーク（公共職業安定所）にお問い合わせ下さい。**

ハローワーク三鷹本庁舎

〒181-8517

三鷹市下連雀 4-15-18

TEL 0422-47-8609

FAX 0422-49-0601

「JR」三鷹駅下車 徒歩 14 分

〈管轄〉

三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市